

# 伊豆市立中伊豆中学校いじめ防止基本方針

## 1. 基本理念

人権尊重の理念に基づき、中伊豆中学校すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」は絶対に許されない違法行為ととらえ、基本方針を策定し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組みます。

1. いじめは決して許されることがない行為であるとの認識を教職員、生徒、保護者、地域がもち、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚し、協力して活動する。
2. 未然防止、早期発見、早期対応に努める。そのためにあらゆる教育活動を通して、誰もが安心して、豊かに生活できるような、いじめの起こらない学校風土を作る。
3. いじめを発見した場合は、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

## 2. いじめ防止に向けた取り組み

いじめは、本校のどの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点が重要であると考え、以下の取り組みを推進します。

### (1) いじめについての共通理解を図る。

- いじめの定義、特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から全教員の共通理解を図る。
- 生徒に対しては、全校集会や学級活動などで、教職員が日常的ないじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促す。

### (2) いじめが起こりにくい集団を作る。

- 教職員は、生活ノート、教育相談、ハイパー QU、人間関係プログラム等を通して、生徒への理解を深め、信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団を作るよう努める。
- QUを年2回実施し、夏休みに講師を招いて学級づくりや生徒支援のスキルアップ研修を行う。
- 各学期1回必ず全員と教育相談を行い、悩みや不安をかかえる生徒には共感的に関わり、望ましい人間関係を構築する。
- 生徒理解研修とそのためのアンケートを実施し、結果を検討して良好な人間関係づくりを進める。
- 教育相談月間を年2回実施する。(※教育相談はチーム対応とする。)
- 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした暖かな集団作りに努め、いじめの発生を防ぐ。そのための手立てとして、4月から縦割りのグループを作り、1年間通して学習、行事、話し合い活動等を進める。この活動を通して友情や連帯感を育むとともに学校のリーダーである3年生の自己存在感を高めていく。
- 生徒会活動、学級活動において、自治的活動の場をより多く設けることにより、自己満足感を積み重ねるとともに、生活上の諸問題を自らの力で解決できる力を育む。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業作りを進める。また、すべての生徒が参加・活動できる場を設定し、自己肯定感を高められるように授業を工夫する。そのための校内研修を充実させ、授業等を自由に見ることのできる場を多く設定する。

### (3) 子どもが自らいじめについて考える場や機会を設定する。

- 道徳の時間の充実
  - ・いじめに関連する一つ一つの道徳的価値観について、生徒がじっくりと考え、自己への問いかけが深められるように努める。
  - ・正しいことと間違っていることを見分ける判断力を養い、正義感を持って正しく行動できる生徒の育成に努める。
  - ・自尊感情を持つとともに、他者にも深い思いやりの気持ちを持って接することができる豊かな心を

持った生徒の育成に努める。

○集団の自治能力を高める取り組み

- ・学級活動、学年委員会活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連をはかり、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図る。
- ・状況に応じた適切なコミュニケーションにより、自己表現や他者理解ができる生徒の育成に努める。

#### (4) 学校・家庭・地域・関連機関との連携

○学校内における教職員の連携

- ・生徒に関する情報の共有化を図り、生徒の実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- ・職員間で日々、気軽に情報交換できるような雰囲気づくりに努める。
- ・年度始めに、生徒の情報や指導過程等を、確実に引き継ぎ、継続的な指導を行う。

○小学校との連携

- ・小中連携を通して、9年間を見通した一貫した指導の確立に努める。
- ・中学校入学時には詳細な情報交換を行い、その後の指導の参考にする。

○家庭・地域との連携

- ・保護者懇談会の開催、学校、学年、学級だよりの発行、HP 等を通し、教育方針や生徒の表れ、いじめ防止対策や対応について発信する。
- ・PTA や地域と積極的に関わり、日頃から連携を深める。

○関係機関との連携

- ・教育委員会、警察と可能な限り情報を共有し、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

### 3. いじめの早期発見のための措置

○日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員が学年の垣根を越えて生徒の情報交換を行い、情報を共有するように努める。

○たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するように努める。具体的には生徒の生活ノートや日常の会話の中から小さな兆候をつかむ努力をする。

○定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整える。  
※いじめアンケートを毎月実施する。

○保健室や相談室の利用（スクールカウンセラー）について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

### 4. インターネットやソーシャルネットワーキングサービス利用によるいじめへの対応

○パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。

○インターネットやソーシャルネットワーキングサービス(以後 SNS)の特殊性による危険性について、携帯安全教室を開催し、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発をする。

○インターネットや SNS 利用によるいじめを認知した場合は、書き込み画像や削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応する。

#### (加害生徒への対応)

- ・インターネット上の誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
- ・被害生徒との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ指導する。
- ・保護者に事実を伝え、今後のインターネット利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を

設けるとともに、今後の指導方針を伝える。

#### (被害生徒への対応)

- ・保護者に事実を伝え、今後のインターネット利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設ける。
- ・加害生徒との人間関係を含め、その背景にあるものをしかりつかみ対処する。

## 5. いじめの防止等の対策のための組織

- いじめ防止等の対策に関する組織として「いじめ対策委員会」を設置する。
- いじめ対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために校長が招集する。最終的な意思決定権者は校長とする。
- いじめ対策委員会の委員は基本的には、全職員とする。ただし必要に応じてスクールカウンセラー、心の相談員、または、関係機関もこれに参加する。

## 6. いじめに対する措置

いじめを発見、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、全教職員で対応に当たるものとする。

- いじめ対策委員会の開催。
  - ・校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、ケース会議を開催する。ケース会議は問題解決まで継続的に行っていく。
- 多方面からの情報収集による全体像の把握
  - ・人権に配慮しながら、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒、関わりのある教職員、保護者などから聞き取りを行い、事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
  - ・ケース会議によって、具体的な対応方針や、指導計画を決定する。
- いじめられた生徒への支援
  - ・いじめられた生徒を守るために、全職員が情報共有し、組織的に解決を図る。
  - ・最も信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
  - ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。
- いじめた生徒への指導
  - ・事態の深刻さを認識させ、いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で指導を行う。
  - ・相手の思いや自己の行為について考えさせ、二度といじめを起こさせない環境を構築する。
  - ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。
- 周囲の生徒への指導
  - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをするのは、いじていることと同じであることを理解させる。
  - ・個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- 保護者への対応
  - ・保護者に対して事実を説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
  - ・保護者間の争いが起こらないように対応するが、やむを得ない場合は、教育委員会等第三者の協力を得て対応に当たる。

## 7. 重大事態への対応

- 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処に当たる。
  - ・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
  - ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長、市長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長はいじめ対策委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査

を実施するとともに、今後の指導方法を明確にし、迅速に事案の解決に当たる。

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任に基づき、真摯に情報を提供するとともに、関係者全員で心のケアにあたる。
- 加害生徒及び保護者に対して、調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく関係機関（CRT 派遣）に支援を求めることとする。

## 8. 学校評価

- 学校評価においては、年度ごとに取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- 学校だよりやホームページ等で、学校のようにとともに教育相談体制の充実の方針「いつでも・だれでも・どこでも」を情報発信し、家庭・地域・学校との連携体制で、子供を育てる姿勢を明確にする。